

平成20年度 第1回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成20年4月2日(水) 17時30分～18時30分
2. 場 所：総務省5階第4特別会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 政治資金適正化委員会規程(案)について
  - (2) 委員長の互選について
  - (3) 委員長職務代理者の指名について
  - (4) 政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則(案)について
  - (5) 政治資金規正法改正に伴う事務及び今後の主なスケジュール等について
  - (6) その他
3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1 政治資金適正化委員会の所掌事務
- 資料2 政治資金適正化委員会規程(案)
- 資料3 政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則(案)
- 資料4 政治資金規正法改正に伴う事務及び今後の主なスケジュール

(本文)

【丹下事務局長】 お待たせいたしました。政治資金適正化委員会事務局長の丹下でございます。委員会の開会に先立ちまして、僭越ながら私の方から委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。まず、上田廣一委員でございます。

【上田委員】 上田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【丹下事務局長】 小見山満委員でございます。

【小見山委員】 小見山でございます。よろしくお願いいたします。

【丹下事務局長】 池田隼啓委員でございます。

【池田委員】 池田でございます。よろしくお願いいたします。

【丹下事務局長】 谷口将紀委員でございます。

【谷口委員】 谷口でございます。よろしくお願いいたします。

【丹下事務局長】 牧之内隆久委員でございます。

【牧之内委員】 牧之内でございます。どうぞよろしく。

【丹下事務局長】 引き続きまして、事務局の幹部職員及び政治資金規正法を所管する選挙部幹部職員を紹介いたします。事務局参事官松崎茂でございます。

【松崎参事官】 松崎でございます。よろしくお願いいたします。

【丹下事務局長】 政治資金課長林崎理でございます。

【林崎政治資金課長】 林崎でございます。よろしくお願いいたします。

【丹下事務局長】 収支公開室長杉原弘敏でございます。

【杉原収支公開室長】 杉原でございます。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

【丹下事務局長】 政党助成室長米澤健でございます。

【米澤政党助成室長】 米澤でございます。よろしくお願い申し上げます。

【丹下事務局長】 どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座ってやらせていただきます。

それでは、ただいまから政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては御多忙中のところ御出席賜りまことにありがとうございます。さて本日の議事の進行につきましては、委員長が選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議事に先立ちまして、当委員会で設置されることになりました政治資金規正法の改正の概要及び当委員会の所掌事務について御説明申し上げたいと思います。お手元がございますこの紙のファイルがございます。この緑色のファイルでございますけれども、それをちょっとお出しただけだと思います。その一番最初のところでございますけれども、1というところを御覧いただきたく存じます。そこに縦長の表で今回の政治資金規正法の改正のポイントというものが書いてございます。簡単に御説明いたしますと、まず今回の改正によりまして、これまでなかったいわば規正を新たにかけるというものの政治団体の対象の定義あるいはその範囲を一番上のところで定めております。具体的には政党、政治

資金団体、政策研究団体以外の政治団体の中で、1つには1号団体でございますけれども、国会議員・候補者が代表者である資金管理団体とその他の政治団体、それに2号といたしまして、これらの方々を推薦する立場にある、租特によって寄附金控除を受ける政治団体のうち特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体。これは2号団体でございます。それから政党支部でございますけれども、いわゆる選挙区支部、選挙区の区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員・候補者が代表者である支部をみなすということでございまして、これを①の資金管理団体と同様にみなすというような仕組みになっているところでございます。こういう対象の団体を以下に書いてございますように、収支報告の適正の確保という点と、透明性の向上という2点から規正を強めていこうという内容でございます。

まず左の場合でございますけれども、登録政治資金監査人による政治資金の監査ということでございます。これにつきましてはこの青い枠の中に書いてございますように、収支報告書を提出するそれより前に、あらかじめ収支報告書、会計帳簿、領収書等につきまして、政治資金適正化委員会の研修を修了した、登録された監査人によりまして、政治資金の監査を受けることを義務付けております。また、監査は支出につきまして当委員会が定める具体的な指針に基づいて、これを実施するというところでございまして、これを終えた後、その結果として作成される監査報告書を収支報告書に添付して提出するというところになっております。このために、やはり登録する登録政治資金監査人制度というものを創設する必要がございます。具体的には弁護士、公認会計士、又は税理士の中で当委員会がこれに備える名簿への登録を受けまして、登録政治資金監査人になることができるというような仕組みにしようと考えているところでございます。これは今年の夏ぐらいから登録が可能ならばできるように準備をしているところでございます。

また左下は、まさにこの当委員会の設置についての内容でございます、もう既に内容を御存じのことと思っておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

右側の収支報告でございますけれども、透明性の向上については、収支報告書への明細の記載等でございます。これにつきましては、すべての支出につきまして、領収書を徴収するというところでございまして、その要旨が公表された日から3年間保存するというところでございます。また、収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の基準を改定いたしまして、これまでは5万円以上というものであったものを1万円超にかなり大幅に拡大するところでございます。また、費目も人件費以外のすべての経費でございますので、

その範囲も非常に広がっているということでございます。このようなものを収支報告書等につきましても、原則として5月末までに提出ということになっております。通常のこれまでどおりのものは3月末でございますが、これらの団体のみ2カ月遅いということになっております。そして、これらにつきまして11月末までにその要旨を公表するということになっております。

その下でございますが、少額領収書等の写しの開示制度の整備でございます。これにつきまして21年の分の支出に係る少額領収書等から適用になっております。何人も要旨公表の日から3年間人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写しの開示を総務大臣等に請求することができるということになっておりまして、1万円を超えるものにつきましては、既に総務省あるいは都道府県選管に出ているわけでございます。それ以外のものにつきましては政治団体側で保管しておくということでございますけれども、これに対して開示の要求の請求が来た場合には総務大臣あるいは都道府県選管はこの少額領収書等の写しを、国会議員関係政治団体から提出してもらった上で、情報公開法に準じて開示を行うという手はずになっているところでございます。

その下でございますけれども、収支報告書の写しの交付でございます。これまで政治資金規正法につきましては、閲覧ということだけでございまして、その写しの交付の請求については法律上定めがございませんでしたけれども、これについて収支報告書の写しの交付を請求することが可能になるということでございます。これに伴いまして、下のインターネット公表でございますけれども、自宅などでも、これを印刷してプリントアウトすることが可能になるということで、一層国民の開示に対する要望に答えていくというような内容になっているところでございます。

それから、お配りいたしました資料の1でございますが、これもやや繰り返しになりますが、御説明したいと思っております。こちらの本日の資料ですね。

【松崎参事官】 次第等のまとめられている方の、資料の1でございます。

【丹下事務局長】 3枚目でしょうか。

【松崎参事官】 はい。これの3枚目の資料の1でございます。

【丹下事務局長】 これは、法律の条文がそのまま書いてあるわけでございますけれども、当委員会がどのような所掌事務を行うかということについて簡潔に書いてあるものでございます。具体的には、12条、これは収支報告書の提出でございますけれども、これらの報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。それから2つ目は、先ほど申し

上げました登録政治資金監査人というものができますが、その登録に関すること。3つ目は、同監査人に係る研修を行うということ。4つ目はその監査を行う場合の具体的な指針を定めるということでございます。5つ目といたしまして、これらの監査人に対しまして、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うということでございます。それから6番目でございますが、少しこれは趣旨が変わりますけれども、法律の重要性の中に、開示請求の中で権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合については、これは認めないということになっているわけでございますけれども、これらに関する具体的な指針を定めることということになっております。7番目といたしまして、その他法律又は法律に基づく命令に基づいて委員会に属される事務ということになっているところでございます。あと、第2項でございますけれども、委員会はあると認めるときは政治資金の収支の報告及び公開に関する重要な事項について、総務大臣に建議をすることができるということになっておりまして、独立的な権限を持っているということでございます。以上簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

よろしいでしょうか。それでは、早速議事に入りたいと存じます。まず政治資金適正化委員会規程の案についてでございますけれども、事務局より御説明をさせていただきます。今の資料の続きの資料の2でございます。次のページでございます。

【松崎参事官】 お手元の資料2を御覧いただきたいと思えます。政治資金適正化委員会規程案でございます。第1条はこの規程の趣旨でございますが、当委員会の議事の手続その他委員会の運営に関して必要な事項は法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによるということで、第2条は委員長の互選。委員会の委員長は委員の互選で定めると法律で決めておりますが、その手続をここに書いております。委員長の互選は無記名投票でこれを行い、最多数を得た者を当選者とする。得票同数の者が2人以上あるときは、くじで当選者を定める。2項では、委員会は委員に異議がないときは前項の選挙について、指名推選の方法を用いることができる。3項は指名推選の場合においては、被指名者をもって、当選者と定むべきかどうかを会議に付し、委員全員の同意を得た者をもって当選者とするとしております。

第3条は、委員長の任期等でございます。委員長の任期は委員の任期とする。2項は、委員長が欠けるに至ったときは、速やかに委員長の互選を行うということでございます。

4条は、これは委員の辞任等の手続を書いておりますが、1項でございます。委員を辞任しようとするときは、辞職願を委員長を経て総務大臣に提出しなければならない。2項

は委員長についてですが、委員長の職を辞しようとするときは、辞職願を政治資金規正法第19条の3第3項に規定する委員、これは職務代理者でございますが、その委員に提出をして委員会の承認を得なければならない。

第5条、会議の招集について、委員長が会議を招集するとき、日時、場所、議題その他必要な事項を定めて委員に通知をします。

それから6条、委員の欠席についてですが、会議を欠席する委員は代理人を会議に出席させ、他の委員に議決権の行使を委任することはできない。代理人の出席と議決権の委任はできないということを規定しております。

続きまして、第7条、審議内容等の公表についてでございます。委員長又は委員長の指名する者は、会議の終了後必要に応じて記者会見を行い、会議における審議の内容等を公表する。

第8条、議事要旨でございます。委員長は会議の終了後速やかに当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事要旨の一部又は全部を公表しないものとする事ができる。

第9条、議事録でございます。委員長は当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で一定期間を経過した後にこれを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは議事録の一部又は全部を公表しないものとする事ができる。

第10条は雑則でございます、その他必要な事項につきまして委員長が委員会に諮って定めるということを規定しております。以上でございます。

【丹下事務局長】 この件につきまして、御質問や御意見ございましたら、どうぞ御自由に御発言ください。特によろしいでしょうか。それでは政治資金適正化委員会規程案については原案どおりということにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【丹下事務局長】 御異議がないようですので、そのように決めさせていただきます。

続きまして、2番目の議題の委員長の互選についてでございますが、選任方法を御協議いただきたいと存じます。選任方法につきましては、先ほど決定いたしました規程に基づき、投票による方法又は委員に異議がないときは指名推選の方法を用いることとなっております。選任方法についていかがいたしましょうか。

【牧之内委員】 差し出がましいようですが、上田委員にお願いできればと思っております。よろしく御同意……。ちょっと次のところまで進んだかもしれません。

【丹下事務局長】 いえいえ。それではただいまの御発言を踏まえまして、議事を進行させていただきます。それでは、指名推選ということでございますので、本規程第2条第2項の規定によりまして、委員長を互選していただくことといたします。上田委員と御発言がございましたが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【丹下事務局長】 異議ないということでございますので、上田委員が委員長に互選されました。それでは、これからの議事の進行を委員長にお願いすることといたします。

それでは委員長、委員長席の方へお願いいたします。

【上田委員長】 ただいま委員長に選任されました上田廣一でございます。大変な重責ではございますが、委員の皆様のご協力をいただきながら、政治資金適正化委員会の円滑な運営に最善の努力を怠らぬ所存でございますので、どうかよろしくご願ひいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、本日3番目の議題の委員長職務代理者の指名についてでございます。委員長職務代理者につきましては、政治資金規正法第19条の3第3項の規定により、委員長が指名することとされております。そこで私の方から池田委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。いかがですか。では、池田委員を指名させていただきます。よろしくご願ひいたします。

次に本日第4番目の議題の政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則案についてでございますが、説明を事務局の方にご願ひいたします。

【松崎参事官】 それでは、先ほどの資料の次についております資料の3を御覧いただきたいと思ひます。政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則案でございます。これは先ほどの規程の第10条の規定に基づいて定めるものでございます。まず、審議の内容等の公表ということでございますが、委員会規程第7条の規定により審議の内容等を公表するために行う記者会見は、委員会運営の節目においては委員長が行い、それ以外の場合は委員長の指名により事務局長が行う。2項でございます。委員会規程第7条に規定する審議の内容等の公表において、会議での意見の紹介等を行う際は、原則として発言者の氏名を伏すものとする。3項でございます。委員会規程第7条及び前項の規定により、審議の内容等を公表する際は、会議において配布された資料も併せて公表する。ただし、資料の提出者の同意が得られないとき、その他委員長が必要と認めるときは当該資料の一部又は全部を非公表とすることができるとしております。第2条は議事要旨の公表

でございます。委員会規程第8条の規定により、議事要旨を公表するときは、会議が開催された翌日から起算して3日以内に公表するよう努めなければならない。第3条は議事録の公表でございます。委員会規程第9条の方、資料の2でございますが、規程の方の第9条には議事録について、会議に諮った上で一定期間を経過した後にこれを公表するとしております。この一定期間を経過した後にということ、この一定期間につきまして、6年間とするというふうに規定をしております。

続きまして、第4条、公表に当たっての留意事項でございますが、会議の出席者は委員会規程第7条から第9条までの規定により、公表された範囲を越えて、審議内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。第5条、公表方法でございます。第1条から第3条までに規定する資料、議事要旨及び議事録の公表に当たっては、政治資金適正化委員会事務局において一般の閲覧に供するとともに、コンピュータ・ネットワークに掲載する。以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問とか御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

【牧之内委員】 事務局にお伺いしますが、これはひな形があったと思っておりますけれども、何を参考にされたのかということ、それから先ほどの6年間というのは、6年間にされた根拠を教えてください。

【松崎参事官】 はい。ひな形につきましては、例えば経済財政諮問会議ですとか、そういうところでの議事の公表のあり方ですとか、そういうものを想定をしております、この特に議事録について6年間としておりますのが、経済財政諮問会議の方では委員の方々の任期が2年で、一定期間を経てというところが4年になっております、再任されるということも想定されているものと思っておりますが、その期間も含めて公表を控えているということを踏まえまして、当委員会につきましては、委員の任期が3年となっておりますので6年間控えるということを考えております。

【牧之内委員】 了解しました。

【上田委員長】 ほかにございますか。それでは、政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則案については原案どおりとすることといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 では、御異議がないということで、そのように決定いたします。

それでは、本日第5番目の議題の政治資金規正法改正に伴う、事務及び今後のスケジュール等について、説明を事務局をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料4、A3判の長い資料を御覧いただきたいと存じます。この資料は今回の政治資金規正法の改正に伴う事務を平成20年から22年までの3年間に落とし込みまして、その中で当委員会が所掌する事務がどのような位置付けにあるかということを示したものでございます。当委員会において御審議いただくことが、資料の上段の青色で示しているところでございますが、まず平成20年の欄を御覧いただきますと、4月のところで委員会が発足、事務局の設置となっております、この後今年度取り組むべき事項といたしまして、支出監査マニュアルの検討、作成。それから登録政治資金監査人制度の周知及び登録政治資金監査人の登録。それから収支報告書の記載等に係る基本方針の策定、提案。一番下のところで、その他新制度の適用に当たっての準備といった事項をこのようなスケジュールで掲げているところでございます。それで若干下の黄色のところを御覧いただきたいと思いますが、これは国会議員関係政治団体でございますが、これは政治資金監査の対象となる政治団体における事務の流れでございますが、本年の10月から総務省及び都道府県選挙管理委員会に対して、届け出を行いまして、平成21年からすべての支出に係る領収書等の徴収、保存義務が生じるということ。また、決められた会計帳簿の作成をしていただくということで、その21年分につきまして、22年に入りましてから、5月末までに登録政治資金監査人の監査を受けて、21年分の収支報告書と領収書等の写しを提出することになっております。したがって、登録政治資金監査人として、登録をしていただいた方々にはその黄色のところの1つ上のところに細いブルーの矢印があるんですが、政治資金監査業務と書いておりますが、この22年の1月から5月にかけて政治資金監査を行いまして、政治資金監査報告書を作成していただくということになっております。この登録政治資金監査人が監査を行うに当たりましては、当委員会が行う政治資金監査に関する研修、これを修了していることが必要となりますので、表の中ほど、登録政治資金監査人と表の表側の方にあるところ、真ん中のところでございますが、そこでは表の中ほどにありますように平成20年から21年にかけて登録政治資金監査人名簿への登録と研修受講をしていただくことになるわけでございます。なお、研修の開催スケジュールにつきましては、制度の周知とも関わってまいります、全国的な登録の状況を見た上で、検討をしていくことになるものと考えております。最初に申し上げました支出監査マニュアルの作成と登録政治資金監査人の登録に係る準備がこの登録政治資金監

査人の登録とその監査人に対する研修の前提となるものでございますので、当面急がなければいけないものというふうに考えております。

またその一番上の欄の政治資金適正化委員会の欄の21年、真ん中のところを御覧いただきたいと存じますが、この21年のところでは必要に応じ、収支報告書の記載等の基準見直し提案、それから1万円以下の領収書等の公開基準の検討提案、こういったことを進めていかなければいけないということになっております。今後の主なスケジュールにつきまして、以上でございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問とか御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

私の方から、御質問してよろしいですか。先ほど、事務局長からお話ございました、公の秩序、要するにいわゆる公序良俗違反だとかどうかというところは、この21年の括弧の下に1万円以下の領収書等の公開基準の検討提案、ここに含まれるということによろしゅうございますか。

【松崎参事官】 はい。これは国会議員関係政治団体の上の黄色い欄のところ、22年の12月のところに公開対応という一番右端のところがございますので、ここに向けて1万円以下の領収書等の公開基準、まさに公の秩序についての検討をしていただくということを考えております。

【上田委員長】 ほかに御意見ございますでしょうか。

本日の議題は以上でございますけれども、その他の事項につきまして、事務局の方から何かありますということですが、お願いします。

【松崎参事官】 それでは、本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後8階の会見室におきまして、委員長による記者会見を予定しております。なお、本日の資料につきましても、記者会見の場で配付する予定でございます。

【上田委員長】 そのほかここに関連いたしまして、御質問などございましたらどうぞ御発言いただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

それでは以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了いたしたいと存じます。次回の委員会の開催等につきましては、事務局に御説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 はい。次回の委員会についてでございますが、来月を目途として開催していただくことになろうかと思っております。具体的な日程につきましては、追って調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

【上田委員長】       では本日は長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。